

結核病学会病型分類

保健所 記入欄	登録番号	
	市町名	

a. 病巣の性状

0 : 病変が全く認められないもの

I型 (広汎空洞型) : 空洞面積の合計が拡がり1 (後記) をこし、肺病変の拡がりの合計が一側肺に達するもの

II型 (非広汎空洞型) : 空洞を伴う病変があつて、上記I型に該当しないもの

III型 (不安定非空洞型) : 空洞は認められないが、不安定な肺病変があるもの

IV型 (安定非空洞型) : 安定していると考えられる肺病変のみがあるもの

V型 (治癒型) : 治癒所見のみのもの

以上のほかに次の3種の病変があるときは、特殊型として、次の符号を用いて記載する。

H (肺門リンパ節腫脹)

Pl (滲出性胸膜炎)

Op (手術のあと)

b. 病巣の拡がり

1 : 第2肋骨前端上縁を通る水平線以上の肺野の面積をこえない範囲

2 : 1と3の間

3 : 一側肺野面積をこえるもの

c. 病側

r : 右側のみに病変があるもの

l : 左側のみに病変があるもの

b : 両側に病変があるもの

d. 判定に際しての約束

i) 判定に際していずれに入れるか迷う場合には、次の原則によって割り切る。

IかIIはII、IIかIIIはIII、IIIかIVはIII、IVかVはIV

ii) 病側、拡がりの判定は、I~IV型に分類しうる病変について行い、治癒所見は除外して判定する。

iii) 特殊型については、拡がりはなしとする。

e. 記載の仕方

i) (病側) (病型) (拡がり) の順に記載する。

ii) 特殊型は(病側) (病型) を付記する。特殊型のみのときは、その(病側) (病型) のみを記載する。

iii) V型のみのときは、病側、拡がりは記載しない。

指 導 区 分

生活面よりみた指導区分

A 要休業 : 業務あるいは学業を休む必要のあるもの

要入院 : 入院治療を必要とするもの

要在宅休業 : 自宅で休業する必要のあるもの

B 要軽業 : 業務あるいは学業に制限を加える必要のあるもの (勤労者では短縮勤務、軽業への配置転換を行い、学生では体育を禁止する)

C 要注意 : 業務、学業はほぼ平常どおり行ってよいが、激動、過労を禁ずる必要のあるもの。夜勤、残業、スポーツ等は避ける

D 正常生活 : 全く正常の生活を行って差し支えないもの

医療面よりみた指導区分

1. 要医療 : 医師による直接の医療行為を必要とするもの

2. 要観察 : 医師による直接の医療行為は必要としないが、定期的な医師の観察指導を必要とするもの

3. 観察不要 : 特に定期的な医師の観察指導を必要としないもの